



年に一回は井戸水の水質検査を実施しましょう

家庭用の井戸は比較的浅いものが多いため、降雨など周囲の影響を受けやすく、井戸水が有害物質などによって汚れていることがあります。

☆井戸水を飲用等に利用する場合は、年1回以上、定期的に水質検査を実施しましょう！

※水質検査の費用は、井戸設置者の負担です。

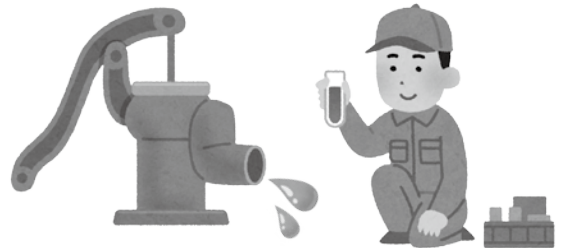
※水質検査は、厚生労働大臣登録水質検査機関に依頼してください。

参考：県内に事業所がある機関

検査機関の名称	検査を行う事業所の所在地	連絡先
公益財団法人 島根県環境保健公社	松江市古志原1丁目4番6号	0852-24-0013
※検体の受付 島根県食品衛生協会出雲支所	塩冶町223番地1 (出雲保健所内)	30-0242
株式会社 環境理化学研究所	平田町2468番地1	25-8911

【井戸の衛生的な管理について】

- ◇井戸やその周辺に、みだりに人や動物が入らないようにしましょう。
- ◇井戸（ふた、ポンプ、バルブなど）やその周辺に異常が無いか、清潔に保たれているかなど定期的に点検を行いましょう。
- ◇飲用井戸を新たに設置する場合は、汚染防止のため、その設置場所、設備などに十分配慮しましょう。
また、事前に水質検査を行い、飲用に適することを確認しましょう。
- ◇地域住民などで管理している水道施設がある場合も、取り扱いには十分注意し、定期的に点検を行いましょう。
また、異常がある場合は専門家に相談しましょう。



●おたすね／環境政策課 ☎ 21-6535

ごみの野焼きは禁止されています

家庭や事業所から発生するごみ（廃棄物）の焼却は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」により禁止されています。

農業を営むためのやむを得ないごみの焼却、風俗習慣上または宗教上の行事などで行う焼却など特別な例外を除いて野焼きは禁止されています。

また、ドラム缶を使用したり、ブロックを積んだり、穴を掘ってごみを燃やすことも禁止されています。

廃棄物処理法に違反すると、5年以下の懲役か、1,000万円以下（法人の場合は3億円以下）の罰金、または、その両方が科せられます。

なお、例外規定に基づく焼却を行う場合であっても、近所に迷惑がかからないようにお願いします。



●おたすね／環境政策課 ☎ 21-6987

いらなくなった紙類はリサイクルへ!



『新聞・折込チラシ』『雑誌・本・雑がみ』『紙パック』『ダンボール』の4種類に分別して、お近くのリサイクルステーションへ。

- * 金属やビニールなどは取り除いてください。
- * ひもでしばるなど、散乱しないようにして出してください。

○「雑がみ」としてリサイクルできるもの

これらの雑がみは、紙袋に入れてまとめると出しやすくなります。出すときは、ひもで十文字にしばって出してください。



- ！注意 リサイクルできない紙類**
- ・ 防水加工された紙（アイスクリームやヨーグルト容器、紙コップなど）
 - ・ においや汚れがついた紙（洗剤の箱、ケーキやピザの箱など）
 - ・ 特殊加工された紙（感熱紙、カーボン紙、写真など）



リサイクルの知恵袋（雑がみ編）



「ごみの分別方法に悩んだり、収集日を忘れることはありませんか？」

ごみ出しおたすけアプリ「さんあ〜る」は、分別方法を手軽に検索したり、ごみの収集日をお知らせする機能がついたアプリです。ぜひ、ご利用ください。

ごみ出しおたすけアプリ出雲市版

さんあ〜る

for iPhone for Android



ANDROID APP ON Google play



Download on the App Store



アプリの利用料は無料です。ただし、通信料は必要です。

●おたすね／環境施設課 ☎ 21-6988

みんなの道路を大切にしていましょ

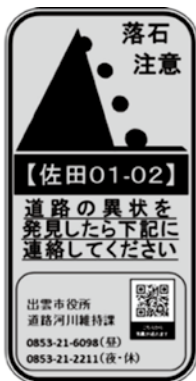
道路の除草・清掃にご協力ください

◇市では、道路・河川ふれあい愛護活動助成制度により、地域でのボランティア除草活動を応援しています。
◇本格的な農作業の季節を迎えました。道路を土で汚さないよう、注意をしましょう。

道路に関する情報提供をお待ちしています

道路を安全で快適に利用できるよう、市では道路パトロールを行い、維持管理に努めています。
「道路が陥没している。」「水路が破損している。」「街路灯が消えている。」などの異状を発見された場合は、情報提供をお願いします。

落石・がけ崩れ・道路上への土砂の散乱などを発見された場合



下記の問い合わせ先にご連絡ください。

現場近くに「落石注意」の看板が設置してあった場合

看板に書いてある電話番号までご連絡をお願いします。

なおQRコードを読み取ると撮影した写真等をメールで送信することもできます。

道路・河川の維持管理についてのお問い合わせは

道路河川維持課 ☎21-6564 または 21-6098
平田分室 ☎63-5537
佐田分室 ☎84-0116
斐川分室 ☎73-9200 まで

夜間の安全安心のために!!

防犯灯設置を推進します

市では、夜間の安全性確保を図り、犯罪被害を未然に防止するため、児童・生徒の通学路や住民の生活道路に防犯灯を設置しています。

(1) LED防犯灯設置補助

町内会等によるLED防犯灯の新設及び蛍光灯防犯灯からLED防犯灯への更新に対し、その設置費の一部を予算の範囲内で市が補助します。

◆補助対象者

町内会及びこれに準ずる団体

◆補助の内容

設置費の1/2を下記の限度額内で補助
◆申請から補助金交付までの流れ

- ①町内会等から市へ申請書を提出
- ②市の交付決定後に町内会等は工事を
- ③市は補助金額を確定し、町内会等へ補助金を交付

区分		補助限度額
LED防犯灯の新設	既設柱利用の場合	2万円
	柱を新設する場合	3万5千円
蛍光灯防犯灯からLED防犯灯への更新		1万5千円

◆設置後の維持管理費

電気代、修繕費等は設置者(町内会等)が負担

◆その他

既設の蛍光灯防犯灯が破損し、LED防犯灯への取り換えが必要な場合や、電

(2) 市設置防犯灯

柱建替等による移設にあわせてLED防犯灯へ更新される場合も随時受付を行いますので、着工前にご相談ください。

小・中学校の通学路で、おおむね100m以内(小・中学校の周囲500m以内)の場所は、おおむね50m以内)に街路灯や人家、自動販売機等の照明設備がなく、防犯上必要な場所に予算の範囲内で市が防犯灯を設置します。

◆設置場所

公共用地または無償貸借できる民有地

◆維持管理費

電気代・修繕費等は市が負担

◆要望の取りまとめ方法

- ①市から小・中学校へ要望調査
- ②小・中学校はPTA等と調整し市へ申請書を提出
- ③市は現地調査の後、設置箇所を決定し施工

